二　児童福祉法第二十一条の五の三十の肢体不自由児通所医療費の支給の調整に関する事務　当該肢体不自由児通所医療費の支給に係る肢体不自由児通所医療を受けた障害児に係る医療保険各法による保険給付の支給に関する情報
［号を削る。］
［号を削る。］

第十一条　法別表第二の十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一～三　略
四　児童福祉法施行規則第二十五条の七第七項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
イ　生活保護実施関係情報
ロ　中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第十一条の二　法別表第二の十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　児童福祉法第二十四条の二十の障害児入所医療費の支給に関する事務　当該医療費の支給に係る障害児に係る次に掲げる情報
イ　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報
ロ　私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
ハ　厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
二　船員保険法による保険給付の支給に関する情報
三　国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
四　国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
五　地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

第十一条　法別表第二の十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一～三　同上
［号を加える。］

第十一条の二　法別表第二の十五の項の主務省令で定める事務は、児童福祉法第二十四条の二十二の障害児入所医療費の支給の調整に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該障害児入所医療費の支給に係る障害児入所医療を受けた障害児に係る次に掲げる情報とする。
一　健康保険法による保険給付の支給に関する情報
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］

ニ　国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ホ　国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
ヘ　地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ト　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報
チ　地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報
二　児童福祉法第二十四条の二十二の障害児入所医療費の支給の調整に関する事務　当該障害児入所医療費の支給に係る障害児入所医療を受けた障害児に係る医療保険各法による保険給付の支給に関する情報
［号を削る。］
［号を削る。］

第十二条　法別表第二の十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。）　次に掲げる情報
［イ～ヲ　略］
ワ　措置児童若しくは当該措置児童と同一の世帯に属する児童を監護又は養育する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
［二～八　略］

［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］

二　船員保険法による保険給付の支給に関する情報
三　国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
四　国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
五　地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

第十二条　法別表第二の十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。）　次に掲げる情報
［イ～ヲ　同上］
ワ　措置児童若しくは当該措置児童と同一の世帯に属する児童を監護又は養育する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
［二～八　同上］